

別表 1

自動車分解整備事業に係る違反点数

違反条項	違反事項	具体的違反事例	違反点数	備 考
法31条	・車台番号等の塗まつ行為等	・車台番号、原動機型式の塗まつ、切り接ぎ等	10点／台	1台の自動車の車台番号及び原動機の型式の双方を行った場合には20点／台 故意に車台番号、原動機型式の塗まつ、切り接ぎ等を行った場合には、30点／台
法78条-1項	・未認証行為	・認証を受けた作業場以外で分解整備を実施	5点	
法79条	・虚偽の認証申請	・虚偽の認証申請	取消	
法81条-1項	・変更の未届出	①変更届出の未提出 ②虚偽の変更届出	3点 取消	注 1－1
-2項	・廃止の未届出	・廃止届出の未提出	取消	
法82条-2項	・相続等の未届出	・相続等の届出の未提出	3点	
法83条-2項	・譲渡の未届出	・事業の譲渡の届出の未提出	3点	
法89条	・標識の掲示違反	・公衆の見易いように標識を掲示していない	3点	
法90条	・分解整備作業不適切	①分解整備に係る部分が保安基準に不適合 ②分解整備作業に重大な瑕疵があった	10点／台 10点／台	重大な事故を惹起した場合には30点／台 重大な事故を惹起した場合には30点／台
法91条-1項	・分解整備記録簿の備付け・記載違反	①分解整備記録簿の虚偽記載 ②分解整備記録簿の記載なし ③分解整備記録簿の一部記載漏れ、記載誤り ④分解整備記録簿を備え付けていない	10点 3点 1点 3点	注 1－2
-2項	・分解整備記録簿の交付義務違反	・使用者へ分解整備記録簿の写しを交付していない	3点	注 1－2
-3項	・分解整備記録簿の保存義務違反	・分解整備記録簿を2年間保存していない	3点	注 1－2
法91条の2	・設備、従業員の基準不適合	①設備が認証基準の要件を満たしていない ②従業員数が認証基準の要件を満たしていない	6点 6点	注 1－3 注 1－3
法91条の3 [則62の2の2条1-1]	・料金表の掲示違反	①料金表を掲示せず又は内容が不適切 ②料金表を見易い位置に掲示していない	3点 1点	注 1－3 注 1－3
[則62の2の2条1-2]	・概算見積書の未交付等	①整備内容及び必要性を説明していない ②概算見積書の未交付	3点 3点	注 1－3 注 1－3
[則62の2の2条1-3]	・点検整備料金の過剰請求	・点検整備料金の過剰請求	6点	注 1－3
[則62の2の2条1-4]	・不正改造	・不正改造を実施（共謀、教唆を含む。）	15点／台	5台以上は取消し 注 1－3

[則62の2の2条1-5]	・整備主任者選任違反	①整備主任者がいない ②整備主任者が他の事業場を兼務	10点 6点	注1-3 注1-3
[則62の2の2条1-6]	・整備主任者研修の未受講	・整備主任者研修の未受講	3点	注1-3
[則62の2の2条1-7]	・フロン類放出違反	・フロン類放出禁止違反	3点	注1-3
[則62の2の2条2項]]	・整備主任者の未届出、変更未届出	①整備主任者の届出、変更届出未提出 ②虚偽の届出、変更届出	3点 10点	注1-3 注1-3
法92条	・改善命令違反	・法第92条に基づく命令に従わず	取消	
法93条-1号	・事業の停止命令違反	・事業の停止命令に従わず	取消	
-2号	・業務の範囲の限定違反	①対象とする自動車の種類以外を分解整備 ②業務の範囲の自動車の種類及び装置以外を分解整備	5点 5点	
	・認証条件違反	・認証の条件違反	5点	
-3号	・欠格事項	・法第80条第1項第2号イ、ハ又はニに該当 (但し、法人であって、その役員が法第80条第1項第2号ロに該当した場合を除く。)	取消	
法94条の5	・適合証の不正交付、適合証の交付の強要等	・ペーパー車検、不正改造状態での車検手続 (共謀、教唆を含む。)	10点／台	車検手続きを行った指定整備工場の分解整備事業にも適用する。
法99条の2	・不正改造	・不正改造を実施（共謀、教唆を含む。）	15点／台	5台以上は取消
法第100条	・立入検査の拒否等	・立入検査の拒否、妨害、忌避又は質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述を行った	30点	

注1-1：変更事項が複数項目あった場合でも1違反事項とする。

注1-2：「記録簿の記載なし」、「使用者へ記録簿の写しを交付していない」及び「記録簿を2年間保存していない」の項目については、同一自動車について複数の違反事項が該当しても、1項目のみの違反点数を適用する。

注1-3：文書警告又は停止命令の際に改善報告を求めるとともに、改善状況を確認し、改善が図られていない場合に改善命令を適用する。

別表2

指定自動車整備事業に係る違反点数

違反条項	違反事項	具体的違反事例	違反点数	備考
法94条の2-1項	・虚偽の指定申請	・虚偽の指定申請	取消	
-2項	・業務の範囲の限定違反	①対象とする自動車の種類以外に適合証を交付 ②業務の範囲の自動車の種類以外に適合証を交付	5点／台 5点／台	
	・指定条件違反	・指定の条件違反	5点／台	
-3項 [指定規則3条]	・検査設備の共同使用要件違反	①検査設備の管理責任者が明確でない ②共用設備の管理規程が明確でない ③共用先の事業場までの所要時間が常に1時間を超えていた ④共用設備の能力に余裕がない ⑤共用使用契約が明確でない ⑥共用設備に対応した車両置場が附置されていない	3点 3点 3点 3点 3点 3点	注2-4 注2-4 注2-4 注2-4 注2-4 注2-4
法94条の3-1項 [優良規則5条及び6条]	・検査の設備等が基準不適合	①点検に付随して行われる整備作業が実施できる体制がない ②検査作業と整備作業が分業化されていない ③必要な施設が備えられていない ④完成品に恒常性を有していない ⑤主任技術者を有していない ⑥工員が不足している ⑦整備士の保有数を確保していない ⑧健全な経営でない	3点 3点 3点 3点 3点 3点 3点 3点	注2-1、注2-4 注2-1、注2-4 注2-1、注2-4 注2-1、注2-4 注2-1、注2-4 注2-1、注2-4 注2-1、注2-4 注2-1、注2-4
-1号				
-2号				
-3号				
-4号				
-5号				
-6号				
-7号				
-8号				
-2項	・是正命令違反	・是正命令に従わない	取消	
法94条の4-1項 [指定規則4条]	・検査員の選任違反	・検査員がいない	20点	
-2項 [指定規則4条の2-1項] -2項]	・検査員の兼任要件違反	①検査員を他の事業者に兼任させていた ②兼任先の事業場までの所要時間が常に1時間を超えていた ③兼任に係る事業場の検査業務処理に支障が生じていた	20点 3点 3点	検査員承認の場合は解任命令
-3項 [指定規則5条-3項]	・検査員の未届出、変更未届出	①虚偽の届出、変更届出 ②検査員の届出、変更届出未提出	20点 9点	
-4項	・解任命令違反	・解任命令に従わない	取消	
法94条の5-1項	・適合証等の不正交付 (記載・証明不適切)	①検査員の証明を虚偽記載した ②適合証の検査年月日、交付年月日を虚偽記載し、適合証を交付した ③検査員の証明がない(選任されていない検査員資格者に証明させた場合を含む)のに適合証を交付。	45点／台 30点／台 20点／台	記載誤りは3点 記載誤りは3点

	(保安基準不適合)	①保安基準不適合状態で適合証を交付した	45点／台	不正改造状態 5 台以上は取消し。 注 2-1
		②保安基準不適合状態となるおそれがある状態で適合証を交付した	10点／台	注 2-1
	(点検・整備・検査不適切)	①点検整備及び検査を全てせずに適合証を交付した(いわゆるペーパー車検)	取消	注 2-1
		②点検整備を全て実施せず適合証を交付した	30点／台	点検整備の一部未実施の場合は10点／台 注 2-1
		③検査を全て実施せず適合証を交付した	45点／台	検査の一部未実施(検査機器の能力を超える自動車又は、審査事務規定等と異なる方法により検査を実施した場合も含む。)の場合は10点／台 注 2-1
	・適合証の交付請求	・依頼者へ適合証を交付せず	10点／台	
	・適合証交付自動車の点検整備又は検査上の瑕疵	①適合証交付自動車に点検整備上又は検査上の瑕疵があった	20点／台	重大な事故を惹起した場合には30点／台 注 2-1
		②同一性の相違する自動車にもかかわらず適合証を交付した	20点／台	注 2-1
	・臨時検査を受けずに適合証を交付	・臨時検査を受けるべき自動車に適合証を交付した	20点／台	
-4項	・検査員の不正証明行為	①検査員が検査していないにもかかわらず適合証に証明した	一	解任命令
		②検査員が不正改造状態(法第54条の2)であるにもかかわらず適合証に証明した	一	解任命令
		③検査員が保安基準不適合状態であるにもかかわらず適合証に証明した(②を除く。)	一	解任命令(注2-2)
-5項		・検査員が同一性の相違する自動車にもかかわらず適合証に証明した	一	解任命令(注2-2)
-6項	・保安基準適合標章の有効期間	・適合標章の有効期間を記載誤りした	3点／台	虚偽記載は30点／台
法94条の5の2-1項	・限定適合証の不正交付(記載・証明不適切)	①検査員の証明を虚偽記載した ②限定適合証の検査年月日、交付年月日を虚偽記載し、限定適合証を交付した ③検査員の証明がない(選任されていない検査員資格者に証明させた場合を含む)のに限定適合証を交付。	45点／台 30点／台 20点／台	記載誤りは3点 記載誤りは3点
	(保安基準不適合)	・保安基準不適合状態で限定適合証を交付した	45点／台	不正改造状態 5 台以上は取消し。
	(点検・整備・検査不	①整備の全て又は一部を実施せず限定適合証を交付	10点／台	注 2-1

	適切)	した		
		②検査の全て又は一部を実施せず限定適合証を交付した	10点／台	注 2－1
	・限定適合証の交付請求	・依頼者へ限定適合証を交付せず	10点／台	
	・限定適合証交付自動車の整備又は検査上の瑕疵	・限定適合証交付自動車に整備上又は検査上の瑕疵があった	20点／台	重大な事故を惹起した場合は30点／台
-3項	・臨時検査を受けずに限定適合証を交付	・臨時検査を受けるべき自動車に限定適合証を交付した	20点／台	
	・検査員の不正証明行為	①検査員が検査していないにもかかわらず限定適合証に証明した ②検査員が不正改造状態（法第54条の2）であるにもかかわらず限定適合証に証明した ③検査員が保安基準不適合状態であるにもかかわらず限定適合証に証明した（②を除く。）	一 一 一	解任命令 解任命令 解任命令（注2－2）
法94条の6-1項	・指定整備記録簿の備付 ・記載違反	①指定整備記録簿を備え付けていない ②指定整備記録簿の虚偽記載 ③指定整備記録簿の記載なし ④指定整備記録簿の一部記載漏れ、記載誤り ⑤指定規則第10条の2の様式と異なる指定整備記録簿に記載	3点 30点 20点 3点 3点	
-2項	・指定整備記録簿の保存義務違反	・指定整備記録簿を2年間保存していない	20点	
法94条の8-1項	・申請者の欠格事項 ・適合証交付停止命令違反 ・自賠責の確認をせず適合証交付	・法第94条の8第1項2号又は第4号に該当 ・適合証交付停止命令に従わない ①適合証交付時に車検の更新有効期間を満足した自賠責保険に加入していないにもかかわらず適合証を交付した ②自賠責保険証明書が提示されていないにもかかわらず適合証交付	取消 取消 30点／台 9点	
法94条の9	・変更の届出 ・廃止の届出 ・標識の掲示違反	①変更届出の未提出 ②虚偽の変更届出 ・廃止届出の未提出 ・公衆の見易いように標識を掲示していない	3点 3点 取消 3点	注2－5 注2－4
法94条の10 [指定規則7条-2項]	・検査員の不正証明行為	・検査員が同一性の相違する自動車にもかかわらず適合証に証明した	一	解任命令（注2－3）
[指定規則12条-1項]	・検査機器の校正	・検査機器の校正の一部又は全てを実施せず	6点	注2－4
[指定規則12条-2項]	・検査機器の校正記録の保存	・検査機器の校正記録の一部又は全てを保存せず	3点	注2－4

[指定規則14条]	・検査員研修	・検査員研修の未受講	3点	
法99条の2	・不正改造	①不正改造を実施（共謀、教唆を含む。）	30点／台	5台以上は取消し。
		②検査員が不正改造を実施（共謀、教唆を含む。）	－	解任命令
法第100条	・立入検査の拒否等	・立入検査の拒否、妨害、忌避又は質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述を行った	60点	

注2-1：同一違反事項中に異なる具体的違反事例があった場合、併科する。

注2-2：当該車両が事故に至っておらず、故意以外の場合で1台のみ（過去2年以内に警告書を発令された検査員を除く。）は、文書警告

注2-3：当該車両が事故に至っておらず、故意以外の場合で1台のみ（過去2年以内に警告書を発令された検査員を除く。）は、文書警告
(車台番号、原動機型式の場合は、除く。)

注2-4：文書警告又は停止命令の際に改善報告を求めるとともに、改善状況を確認し、改善が図られていない場合には正命令を適用する。

注2-5：変更事項が複数項目あった場合でも1違反事項とする。

別表3

優良自動車整備事業に係る違反点数

違反条項	違反事項	具体的違反事例	違反点数	備 考
法31条	・車台番号等の塗まつ行為等	・車台番号、原動機型式の塗まつ、切り接ぎ等	10点／台	1台の自動車の車台番号及び原動機の型式の双方を行った場合には20点／台 故意に車台番号、原動機型式の塗まつ、切り接ぎ等を行った場合には、30点／台
法78条-1項	・未認証行為	・認証を受けた作業場以外で分解整備を実施	5点	
法94条-1項	・虚偽の認定申請	・虚偽の認定申請	取消	
-2項 〔優良規則8条〕	・標識の掲示違反	・公衆の見易いように標識を掲示していない	3点	
法94条-4項 〔優良規則5条及び6条〕	・検査の設備等が基準不適合	①点検に付随して行われる整備作業が実施できる体制がない	3点	注3-2
-1号		②検査作業と整備作業が分業化されていない	3点	注3-2
-2号		③必要な施設が備えられていない	3点	注3-2
-3号		④完成品に恒常性を有していない	3点	注3-2
-4号		⑤主任技術者を有していない	3点	注3-2
-5号		⑥工員が不足している	3点	注3-2
-6号		⑦整備士の保有数を確保していない	3点	注3-2
-7号		⑧健全な経営でない	3点	注3-2
-8号		⑨法令を遵守する体制となっていない	3点	注3-2
-9号				
〔優良規則7条-1項〕	・検査の設備等が基準不適合	①作業区分に係る作業内容に定める作業が実施できる体制がない	3点	注3-2
-2項		②検査作業と整備作業が分業化されていない	3点	注3-2
-3項		③必要な施設が備えられていない	3点	注3-2
-4項		④完成品に恒常性を有していない	3点	注3-2
-5項		⑤主任技術者を有していない	3点	注3-2
-6項		⑥工員が不足している	3点	注3-2
-7項		⑦整備士の保有数を確保していない	3点	注3-2
-8項		⑧健全な経営でない	3点	注3-2
法94条-5項 〔優良規則9条〕	・変更の未届出	①変更届出の未提出	3点	注3-1
		②虚偽の変更届出	取消	

法99条の2	・不正改造	・不正改造を実施（共謀、教唆を含む。）	15点／台	5台以上は取消し
法第100条	・立入検査の拒否等	・立入検査の拒否、妨害、忌避又は質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述を行った	60点	

注3－1：変更事項が複数項目あった場合でも1違反事項とする。

注3－2：具体的違反事例が同一違反事項の場合、併科する。